

# 農山漁村再生可能エネルギー法に基づく基本計画

平成 30 年 7 月 6 日制定  
令和 2 年 10 月 28 日改正

## 1. 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する方針

本町は、基幹作物であるさとうきびを中心にピーマン、オクラ、小菊、マンゴー、紅いも等の数多くの作物が生産されている農業が盛んな地域である。

また、酪農、肉用牛等の畜産業も盛んに行われているが、農家の高齢化による農家戸数の減少、耕作放棄地が増加している。

他方、本町は畜産農家が多く家畜が排出するふん尿や食品残さなどが多く賦存しており、これらの未利用な地域資源を再生可能エネルギー源として有効活用する。

そのため、畜産農家から排出される相当量の家畜ふん尿、また、食品残さ等を活用したバイオマス発電事業に取り組むことで、発電事業により得た収益を地域に直接還元し、農畜産業の健全な発展に寄与するよう努めることとする。

## 2. 再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域（別添）

地区	区域の所在	地番	地目	地積 (m <sup>2</sup> )	備考
	八重瀬町字富盛	1615 番地 1	原野	4311	家畜系バイオマス発電施設

## 3. 2 の区域において整備する再生可能エネルギー発電設備の種類及び規模

地区	発電設備の種類	発電設備の規模	備考
	家畜系バイオマス発電施設	25kw×1 基 25kw×3 基	発電方式（バイオガス等）

## 4. 再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて促進する農林漁業の健全な発展に資する取組に関する事項

	再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて促進する農林漁業の健全な発展に資する取組の内容	備 考
	家畜ふん尿を長期的かつ安定的な価格で買い取ることで農家の所得向上に寄与し、バイオマス発電事業の残さを町内の堆肥センターと連携して、農地に還元することにより循環型の環境保全に努めるとともに、売電収益の一部を堆肥等の販売価格に還元することにより、農畜産業の健全な発展に寄与する取組を実施する。	発電事業の燃料となる家畜ふん尿については、主に地域内の酪農家から搬出されるものを利用する。

5. 自然環境の保全との調和その他の農山漁村における再生可能エネルギー電気の発電の促進に際し配慮すべき重要事項

(1) 自然環境の保全との調和

地域の植生、野生動物の生態、水質等の自然環境に影響を及ぼす可能性があることから、八重瀬町自然環境及び観光資源保全条例に基づき、必要に応じた影響の調査・検討等により、自然環境の保全に十分に配慮する。

(2) 景観との調和

気候風土に適した農林漁業を営む中で、地域固有の個性ある美しい景観がつくられていることから、八重瀬町景観条例に基づき、景観が損なわれることのないよう適切な配慮を行う。

6. 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の促進による農山漁村の活性化に関する目標及びその達成状況についての評価

(1) 目標

再生可能エネルギー発電設備（地域資源バイオマス発電）を100kw導入することを目指すとともに、今後地域の農林漁業の健全な発展に資する取組を行う。

(2) 目標の達成状況についての評価

目標の達成度合いを確認するため、毎年度、認定設備整備計画についてその実施状況（施設整備の進捗状況、稼働状況、売電の所得等）を調査し、認定設備整備計画の進捗を確認することとする。

7. 再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域において整備する再生可能エネルギー発電設備の撤去及び原状回復

再生可能エネルギー発電事業を中止又は終了する際は、設備整備事業者が直ちに発電設備の撤去及び土地を原状回復する義務を負い、撤去及び原状回復に係る費用を全額負担することとする。

設備整備計画の審査を行う際には、これらの事項に加え、原状回復されないときの損害賠償や土地の貸借期間の中途の契約終了における違約金について地権者と発電事業者の間の契約に含まれているか確認することとする。

8. その他農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する事項

(1) ホームページ等による周知

基本計画に基づく取組の促進や関係住民等の理解の醸成を図るため、ホームページや広報等により広く周知する。

(2) 施設整備計画の認定

施設整備計画の審査を行う際には、内容が基本計画に適合するものであることに加え、必要な資金の確保が見込まれること、設備整備計画が実施される見込みが確実であること及び撤去時の契約を確認することとする。

また、設備整備計画の認定を行う際には、実施状況の報告を行うこと及び是正の指導に従うこと等の条件を付することとする。

(3) 区域外の関係者との連携

本町及び再生可能エネルギー発電事業者は、本町の区域外の関係者とも相互連携し、優良事例等の情報共有を行いつつ、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー発電に取り組む。